山辺町移住支援金申請要件項目チェックリスト

■　共通チェック項目

□　転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区又は東京圏に在住し、東京23区へ通勤していたこと。

□　町に転入する直前に、連続して1年以上東京23区内又は東京圏に在住し、東京23区へ通勤していたこと。※東京23区への通勤期間は、町に転入する3カ月前までとする。

□　申請時において、転入後1年以内であること。

□　5年以上、町に継続して居住する意思があること。

□　反社会勢力等でないことこと。

□　原則、日本人であること。外国人にあたっては永住者、日本人の配偶者等いずれかの

在留資格を有すること。

**□　就業（一般）に関する項目**

□　勤務地が東京圏以外または東京圏内の条件不利地域であること。

□　就業先が、山形県が移住支援金の対象として設置したマッチングサイトに掲載している求人であること。

□　３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

□　週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載された移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の申請時において当該法人に連続して３か月以上在職していること。

□　求人への応募日が、マッチングサイトに掲載された日以降であること。

□　当該法人に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有しているこ

と。

□　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

□　就業（専門人材）に関する項目

□　プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したものであること。

□　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

□　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において当該法人に連続して３か月以上在職していること。

□　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

□　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

□　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でな

いこと。

**□　就業（テレワーク）**

□　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、町を生活

の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

□　地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資

金提供されていないこと。

**□　関係人口に関する要件**

□　町に通算３年以上居住したことのある者

□　町に転入する以前に、町に対してふるさと納税の実績がある者

**□　起業に関する要件**

□　起業支援金の交付決定を受けていること

**共通提出必須の書類**

□　申請書（様式１、様式１別紙１、様式１別紙２）

□　写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

□　移住元の住民票の除票の写し

□　支援金振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

□　東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等

□　東京23区内の大学等への通学期間を通算する場合は、当該大学等に在学していたことを証する書類(東京圏から東京23区への通勤者のみに限る。)

□　開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）（東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみに限る。)

□　個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）（東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみに限る。)

□　移住元の住民票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）(第７条第１項第２号の金額を申請する場合に限る。)

□　就業先企業等の就業証明書（様式第２号）(第４条第２項又は同条第３項に定める就業の要件を満たす者のみに限る。）

□　就業先企業等の就業証明書（様式第３号）(第４条第４項に定めるテレワークの要件を満たす者のみに限る。）

□　町に通算３年以上居住したことを証する書類又は町にふるさと応援寄附の実績があることを証する書類(第５条に定める本事業における関係人口の要件を満たす者のみに限る。)

□　起業支援金の交付決定通知書の写し（第６条に定める起業の要件を満たす者のみに限る。）